

金融市場インフラ向けの国際基準を巡る主な動き

日本銀行 決済機構局
2014年5月16日

(1) FMI 原則の国内実施状況についての国際的なモニタリング

- CPSS-IOSCO は、2012 年 4 月、「金融市場インフラ (FMI) のための原則」(FMI 原則) を公表。その際、CPSS-IOSCO メンバーは、2012 年末までに FMI 原則を採用し、原則の国内適用を可能な限り早期に開始することをコミット。
- その後 CPSS-IOSCO は、FMI および関係当局における FMI 原則の統合的な実施を促進すべく、FMI 原則の実施状況をモニタリングするプロセスを開始。
 - モニタリングは、以下の 3 段階で実施。CPSS-IOSCO は、2013 年 8 月、報告書「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング (レベル 1 評価報告書)」を公表し、日本については、国内法・規制枠組みを整備済み、との評価。

段階	内容
レベル1	FMI 原則の実施を可能とする国内法・規制枠組みの整備状況の確認
レベル2	国内法・規制枠組みの中身と FMI 原則との整合性の検証
レベル3	個別 FMI における実施状況の検証

(2) FMI の再建に関するガイダンス

- CPSS-IOSCO は、2013 年 8 月、市中協議報告書「金融市場インフラの再建」を公表。現在、市中協議の結果を踏まえた最終化作業中。
- FMI の破綻処理については、FSB において、2011 年 11 月に公表した「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(Key Attributes for Effective Resolution Regimes for Financial Institutions) を FMI に適用する際の特則を最終化作業中。

(3) FMI による定量的な情報開示基準

- CPSS-IOSCO は、2013 年 10 月、市中協議報告書「清算機関のための定量的な情報開示基準」を公表。現在、市中協議の結果を踏まえ最終化作業中。
- FMI 原則 23 の重要な考慮事項 5 の下で求められる情報開示を具体化するもの。
—— まずは清算機関向けの情報開示基準を策定中。